

# 給与などの状況

## 平均給料月額、平均年齢 (平成19.4.1現在)

一般行政職	35万5,700円 (42.4歳)
技能労務職	32万4,500円 (43.5歳)

一般行政職は、一般行政事務に従事する事務・技術職員をいい、技能労務職は清掃業務員・給食調理員などをいいます。

## 人件費の状況 (平成18年度普通会計決算)

歳出総額(A)	725億2,039万2,000円
人件費(B)	146億7,165万4,000円
人件費の比率(B/A)	20.2%
平成17年度の人件費の比率	21.2%

普通会計の人件費には、市長や議員などに支給される給料・報酬などを含んでいます。

## 職員給与費の状況 (平成19年度普通会計予算)

職員数(A)	1,614人	
給与費	給料	67億7,214万7,000円
	職員手当	17億 322万9,000円
	期末勤勉手当	29億1,630万 円
	合計(B)	113億9,167万6,000円
1人当たりの給与費(B/A)	705万8,000円	

職員手当とは扶養手当、住居手当などの諸手当で、退職手当は含まれていません。

## 退職手当の状況 (平成18年度普通会計決算)

区分	富士市			国	
	自己都合退職	勸奨退職	定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	23.5 月分	30.55月分	
25年	33.75月分	42.12月分	33.5 月分	41.34月分	
35年	47.5 月分	59.28月分	47.5 月分	59.28月分	
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分	
1人当たりの平均金額	469万 5,000円	2,603万 7,000円	2,809万 9,000円	—	
平均年齢	33.1歳	57歳	60歳	—	

勸奨退職の場合は、国と同じく定年前早期退職特別措置(2~20%加算)があります。

## 一般行政職の級別職員数などの状況

(平成19.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主事補 技師補	主査	主幹	統括主幹 参事補	課長 参事	課長	部長	
職員数(男)	38人 (27人)	129人 (95人)	135人 (102人)	222人 (150人)	102人 (87人)	115人 (105人)	112人 (109人)	16人 (16人)	12人 (12人)	881人
職員数(女)	(11人)	(34人)	(33人)	(72人)	(15人)	(10人)	(3人)	(0人)	(0人)	
構成比	4.3%	14.6%	15.3%	25.2%	11.6%	13.1%	12.7%	1.8%	1.4%	100.0%

市民の皆さんが将来にわたって真の豊かさを享受でき、誇りを持てる「豊かな人生を謳歌できる都市、富士市」の実現を目指して、富士市では約2280人の職員が各分野で働いています。

市民の皆さんに一層のご理解をいただけるよう、支給される給与や人事に関する仕事について公表します。なお、富士市ホームページでも、詳しい情報をごらんになれます。

# 職員給与などを公表します

人事行政の運営状況

## 職員の初任給の状況 (平成19.4.1現在)

		富士市	国
一般行政職	大学卒	17万6,800円	I種 17万9,200円 II種 17万 200円
	高校卒	14万2,800円	III種 13万8,400円
技能労務職	高校卒	14万2,800円	13万5,600円

## 特別職の給料・報酬の状況

(月額は平成8.1.1改定)

区分	月額	期末手当
給料	市長 100万 円	6月期 2.125月分 12月期 2.325月分 計 4.45 月分 (役職加算20%)
	副市長 81万 円	
報酬	議長 63万 円	
	副議長 56万5,000円	
	議員 50万 円	

## 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成19.4.1現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	27万4,865円	33万4,235円	38万4,180円
	高校卒	23万5,700円	29万2,967円	36万9,700円
技能労務職	高校卒	20万5,000円	26万 596円	32万4,700円



# 定員の状況

(単位：人 各年4.1現在)

部門 区分	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等部門					合計
	議会	総務企画	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	小計	教育	消防	小計	病院	水道	下水道	その他	小計	
職員数	H18 12	206	84	308	178	4	38	21	196	1,047	324	265	589	522	44	46	62	674	2,310
	H19 12	209	84	301	168	4	38	21	189	1,026	320	265	585	514	43	48	66	671	2,282
差引	0	3	0	△7	△10	0	0	0	△7	△21	△4	0	△4	△8	△1	2	4	△3	△28

職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数であり、休職者や派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いてあります。

## 福利厚生

### 定期健康診断の状況 (平成18年度)

区分	市長部局	教育委員会	中央病院	計
対象者	1,375人	251人	519人	2,145人
受診者	1,364人	247人	502人	2,113人
受診率	99.2%	98.4%	96.7%	98.5%

### 公務災害などの認定状況 (平成18年度)

区分	市長部局	教育委員会	中央病院	計
公務災害	5件	2件	22件	29件
通勤災害	0件	0件	0件	0件
計	5件	2件	22件	29件

### その他の主な福利厚生事業

#### ●ライフプラン事業

職員の生涯生活設計(ライフプラン)の意識啓発を図るため、58歳を対象に「退職準備型」、50歳を対象に「生涯生活充実型」、30～40歳代を対象に「生活創造型」のセミナーを開催しました。

#### ●被服の貸与

職員の公務能率の向上を図るため、職員に対し作業服などの被服貸与を行いました。

#### ●職員互助会の運営

職員の福利厚生事業を実施する職員互助会は、職員の会費と市の助成金で運営されています。

職員互助会助成金 6,090万6,747円 (平成18年度実績額)

※平成18年度から互助会事業の一部廃止などを行い、公費助成を給料の1,000分の6から1,000分の5に減額しています。

## 公平委員会

公平委員会とは、地方公共団体職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

富士市と岳南排水路管理組合は、地方公務員法第7条第4項の規定により、共同で公平委員会を設置しています。

公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項により、おおむね次のように定められています。

- 職員の給与や勤務時間、そのほかの勤務条件に関する要求を審査・判定し、必要な措置をとること
- 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する議決や決定をすること
- 職員の苦情を処理すること

### 公平委員会の業務の状況 (平成18年度)

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

## 研修

(平成18年度)

区分	対象職員・人数	主な内容
基本研修	新規採用職員、昇任者など 951人	政策形成研修、マネジメントに関する研修など
専門・特別研修	受講希望者など2,291人	法律講座、講演会など
派遣研修	専門知識・技能の習得を要する職員 107人	市町村アカデミーなどの外部研修機関へ派遣
海外調査研究	2人	先進事例の調査研究
自己啓発支援	145人、14グループ	通信研修、自主研究

## 問い合わせ 人事課

☎55-2711 (人事)、☎55-2712 (給与)、  
☎55-2713 (福利厚生)、☎55-2714 (研修)  
FAX 53-6669  
✉ jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp  
HP <http://fujishi.jp/cityhall/soumu-b/jinji/>